

第 8 章 罰 則

（罰則）

第 6 3 条 次の各号の一に該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- （1） 第 31 条の規定に違反して指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- （2） 第 32 条の規定に違反した者
- （3） 第 34 条又は第 35 条の規定に違反した者
- （4） 第 55 条の 3 第 2 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

【解釈及び運用】

本条は、条例第 31 条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）の規定に違反して指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者、第 32 条（指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）、第 34 条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）、第 35 条（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）及び第 55 条の 3（屋外催しに係る防火管理）第 2 項の規定に違反した者に対する罰則を規定している。